

# 電気通信大学動物実験等規程

制定 平成23年12月19日規程第50号  
最終改正 令和7年3月18日規程第38号

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 組織及び任務（第6条－第8条）
- 第3章 動物実験等の実施（第9条－第12条）
- 第4章 施設等（第13条－第18条）
- 第5章 実験動物の飼養及び保管（第19条－第26条）
- 第6章 安全管理（第27条－第28条の2）
- 第7章 実験計画の終了等（第29条）
- 第8章 教育訓練（第30条）
- 第9章 記録及び保管（第31条）
- 第10章 自己点検・評価及び検証（第32条）
- 第11章 情報公開（第33条）
- 第12章 補則（第34条－第37条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規程は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）、及び研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。）に基づき、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえて、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）において動物実験等を計画し、実施する際に遵守すべき事項を定め、もって科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う職員・学生等の安全確保の観点から、実験動物の飼養及び保管に係る管理運営体制の整備並びに動物実験等の適正な実施を図ることを目的とする。

#### （他の法令との関係）

第2条 動物実験等については、この規程に定めるもののほか、法、飼養保管基準、基本指針、動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）、その他の法令等の定めによるものとする。

#### （基本原則）

第3条 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科

学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること（いう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の3R（Replacement、Reduction、Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

- 2 実験動物の飼養及び保管に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、動物福祉の基本理念である5つの自由（飢え及び渇きからの解放、肉体的不快感及び苦痛からの解放、傷害及び疾病からの解放、恐怖及び精神的苦痛からの解放、本来の行動様式に従う自由）に配慮して実施するものとする。

（定義）

第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう。
- (3) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管し、又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (4) 実験室 実験動物に実験操作（48時間以内の一時的保管を含む。）を行う動物実験室をいう。
- (5) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等の管理を担当する総括的な責任者をいう。ただし、第13条第1項に定める飼養保管施設にあつては学長が指名した者をいう。
- (10) 実験動物管理者 実験動物に関する知識及び経験を有し、飼養保管施設において管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験責任者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 指針等 基本指針及び厚生労働省、農林水産省から示されている動物実験等の実施に関する基本指針並びにガイドラインをいう。

（適用範囲）

第5条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。

- 2 哺乳類、鳥類、爬虫類以外の動物を利用に供する場合についても、この規程の目的とするとともに沿って動物実験等を行うよう努めるものとする。

- 3 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合には、委託等先においても、指針等に基づき、適正に動物実験等が実施されることを確認するものとする。

## 第2章 組織及び任務

### (学長の責務)

第6条 学長は、最終的な責任者として本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養及び保管を統括する。

- 2 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握とその結果に基づく改善措置、飼養保管施設の整備並びに飼養保管施設及び実験室の承認、動物実験等に係る安全管理、教育訓練、自己点検・評価、外部の専門家による検証、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に必要な措置に関して責務を負う。

### (委員会の設置)

第7条 本学に、電気通信大学動物実験倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、学長の諮問を受け、次の各号に定める事項を審査又は調査し、学長に報告又は助言する。
  - (1) 動物実験計画が動物実験等に関する法令、飼養保管基準、基本指針及び本規程に適合していることの審査に関すること。
  - (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
  - (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
  - (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
  - (5) 自己点検・評価、外部の専門家による検証並びに情報公開に関すること。
  - (6) その他、動物実験等の適正な実施に係る必要な事項に関すること。
- 3 委員会は、必要に応じて、動物実験責任者に報告を求めることができる。
- 4 委員会は、必要に応じて安全管理に注意を要する動物実験に関連する委員会等と相互に必要な情報の提供等を行うよう努めるものとする。

### (委員会の組織及び運営)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織し、学長が任命する。

- (1) 動物実験等を担当する理事
  - (2) 動物実験等に関して優れた識見を有する者
  - (3) 実験動物に関して優れた識見を有する者
  - (4) 保健管理センター長
  - (5) その他学長が必要と認めた者
- 2 前項第2号及び第3号の委員には、本学役員又は職員以外の者を含むことができるものとする。
  - 3 第1項第2号、第3号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
  - 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 6 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 7 委員会の議決は、原則として全会一致で決するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、出席委員の過半数をもって決することができる。
- 8 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。
- 9 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査には参画しないものとする。
- 10 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- 11 委員会の審議結果は、環境安全衛生管理センターへ報告する。
- 12 委員会の事務は、総務部人事労務課において処理する。

### 第3章 動物実験等の実施

#### (動物実験計画の立案)

第9条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案するものとする。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
- (2) 代替法を考慮しての実験動物の適切な利用
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮した利用
- (4) 苦痛の軽減による動物実験等の適切な実施
- (5) 致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験、その他の苦痛度の高い動物実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミングをいう。以下同じ。）の設定の検討

#### (動物実験計画の申請・承認)

第10条 動物実験を実施しようとする動物実験責任者は、実験計画ごとに動物実験承認申請書に動物実験計画書を添えて、学長に申請するものとする。

- 2 学長は、動物実験等の開始前に前項を申請させ、委員会の審査を経て承認又は非承認を決定し、その結果を当該動物実験責任者に通知する。
- 3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、動物実験等を行うことができない。
- 4 動物実験責任者は、承認された動物実験計画を変更する場合は、第1項と同様に変更申請の承認を得なければならない。ただし、その変更が次の各号に該当する場合は、動物実験計画変更届を学長に届け出るものとする。
  - (1) 動物実験責任者の変更
  - (2) 動物実験実施者の変更
- 5 動物実験責任者は、第2項の通知に不服があるときは、学長に異議を申し立てることができる。
- 6 前項の異議申立てがあったときには、学長は、委員会の意見を徴した上で、最終決定を行う。この場合、動物実験責任者は、この決定に従わなければならない。

#### (実験の開始)

## 第11条 削除

(実験操作)

第12条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、動物実験等に関する法令、飼養保管基準、指針等に則するとともに、特に次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
  - (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
    - ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
    - イ 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮
    - ウ 適切な術後管理
    - エ 適切な安楽死の選択
  - (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、麻薬・向精神薬等、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。
  - (4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等については、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
  - (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
  - (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。
- 2 学長は、動物実験等の終了後、動物実験責任者から所定の様式により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等の動物実験計画の実施の結果について報告させるものとする。必要な場合は、委員会の助言を受けて適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずるものとする。

## 第4章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第13条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

- 2 前項以外に飼養保管施設を設置（変更を含む。）する場合は、管理者が飼養保管施設設置承認申請書を学長に提出し、承認を得るものとする。
- 3 学長は、前項により申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認又は不承認を決定し、結果を通知するものとする。
- 4 学長は、実験動物の飼養及び保管の状況について管理者・実験動物管理者から報告させ、必要な場合は委員会の助言を受けて改善を指示するものとする。

(飼養保管施設の要件)

第14条 飼養保管施設は、以下の要件を満たしていなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。
- (2) 実験動物の種類や生理、生態、習性等、並びに飼養又は保管する数に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備

を有すること。

- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

(実験室の設置)

第15条 飼養保管施設以外に実験室を設置し、当該実験室で動物実験等（48時間以内の一時的保管を含む。）を行う場合は、学長の承認を得た後でなければ行うことができない。

- 2 飼養保管施設以外に実験室を設置（変更を含む。）する場合は、管理者が実験室設置承認申請書を提出し、学長の承認を得るものとする。
- 3 学長は、前項により申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認又は不承認を決定し、結果を通知するものとする。

(実験室の要件)

第16条 実験室は、以下の要件を満たしていなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理・改善)

第17条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

- 2 管理者は、実験動物の種類、生理、生態、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境を確保しなければならない。

(施設等の廃止)

第18条 学長は、管理者より届け出された所定の「施設等廃止届」に基づき、委員会による施設等の調査を経て廃止を承認するものとする。

- 2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めるものとする。

## 第5章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアルの作成と周知)

第19条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し、遵守させるものとする。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第20条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めるものとする。

(実験動物の導入)

第21条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入するものとする。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行うものとする。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じるものとする。

(給餌・給水)

第22条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の種類、生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うものとする。

2 実験動物管理者は、飼養保管施設の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認を行うものとする。

(実験動物の健康管理)

第23条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うとともに、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合は、実験動物に適切な治療等を行うものとする。

(異種又は複数動物の飼育)

第24条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うものとする。

(譲渡等の際の情報提供)

第25条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養又は保管の方法、感染性疾患等に関する情報を譲渡先に提供するものとする。

(輸送)

第26条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めるものとする。

## 第6章 安全管理

(危害防止)

第27条 管理者は、安全管理上、次の各号に掲げる危害防止措置を講じるものとする。

- (1) 逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めること。
- (2) 人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡するとともに、捕獲等の措置を講じること。
- (3) 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症やアレルギー疾患等の罹患、実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時に必要な措置を講じること。
- (4) 毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めること。
- (5) 人に危害を加える等のおそれがある実験動物について、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別措置を技術的な可能な範囲で講じよう努めること。
- (6) 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めること。
- (7) 実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じること。

(緊急時の対応)

第28条 管理者は、地震、火災、人と動物の共通感染症の発生時等の緊急時に執るべき措置の計画（緊急時対応マニュアル等）をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図るものとする。

- 2 管理者等は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めるものとする。
- 3 動物実験責任者は、緊急時に発生した事故の状況及び講じた措置に関する報告書を作成し、管理者を経て、学長に報告するものとする。

(人と動物の共通感染症の対応)

第28条の2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めるものとする。

- 2 管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めるものとする。

## 第7章 実験計画の終了等

(報告書の提出)

第29条 動物実験責任者は、年度ごとに動物実験等実施状況報告書により、動物実験等の実施状況及び飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告しなければならない。

- 2 動物実験責任者は、動物実験計画が終了し、又はこれを中止したときは、動物実験（終了・中止）報告書により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。
- 3 学長は、前項の履行結果の適正性について、委員会に検証を諮問するものとする。
- 4 学長は、委員会からの検証結果を受けて、必要に応じ適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずるものとする。

## 第8章 教育訓練

(教育訓練)

第30条 学長は、実験開始前に、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対し、次の各号に掲げる教育訓練を行わなければならない。

- (1) 動物実験等に関する法令、指針等、本学の定める規程等
  - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
  - (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
  - (4) 安全確保、安全管理に関する事項
  - (5) 人と動物の共通感染症に関する事項
  - (6) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 前項の教育訓練を実施したときは、その実施日、教育内容、講師及び受講者名を記録し、保存するものとする。
  - 3 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が



確保されるよう努めるものとする。

## 第9章 記録及び保管

(記録の保存及び報告)

第31条 管理者等は、次に各号に掲げる事項を確実に記録し、保存しなければならない。

- (1) 実験動物の入手数及び入手先
- (2) 実験動物の飼養及び保管状況
- (3) 実験動物の病歴
- (4) 実験動物の事後処置
- (5) 事故等が発生した場合の経過及び措置

2 管理者等は、前項の記録を5年間保存するものとする。

3 学長は、実験計画書及び第29条の報告書並びに事故等発生時に関する報告書を5年間保存するものとする。

## 第10章 自己点検・評価及び検証

(自己点検・評価及び検証)

第32条 学長は、委員会に、基本指針への適合性並びに飼養保管基準の遵守状況に関し、毎年、自己点検・評価を行わせるものとする。

- 2 委員会は、動物実験等の実施状況等や飼養保管状況に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、並びに飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、外部の専門家による検証を定期的実施するものとする。

## 第11章 情報公開

(情報公開)

第33条 学長は、本学における動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養又は保管の状況、自己点検・評価、外部の専門家等による検証の結果、動物実験委員会の構成等の情報）を毎年1回程度公表するものとする。

## 第12章 補則

(様式)

第34条 第10条の動物実験承認申請書、動物実験計画書、動物実験計画変更届及び審査結果通知書、第13条の飼養保管施設設置承認申請書、第15条の実験室設置承認申請書、第18条の施設等廃止届、第29条の動物実験等実施状況報告書、動物実験（終了・中止）報告書の各記載内容及び様式は、委員会の議を経て、学長が別に定める。

(準用)

第35条 第4条第1項第2号に定める実験動物以外の動物を動物実験等に供する場合においても、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

(規程の改廃)

第36条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第37条 この規程に定めるもののほか、動物実験等の適切な実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年12月19日から施行する。
- 2 この規程の施行後、第8条第1項第2号、第3号及び第5号の規定により最初に任命された委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。
- 3 電気通信大学動物実験指針（平成15年9月17日施行）は、廃止する。
- 4 この規程施行前の電気通信大学動物実験指針に基づく動物実験等の承認は、この規程によりなされた承認とみなす。
- 5 この規程施行前から引き続き使用する施設等にあつては、この規程の施行後30日以内に、第13条第2項（第15条第2項に該当する場合を含む。）に基づき学長に申請しなければならない。
- 6 前項の申請を行った施設等については、第13条第3項（第15条第3項に該当する場合を含む。）の規定による承認又は不承認が決定されるまでの間、従前どおり使用することができるものとする。

附 則 （平成26年2月26日規程第60号）

この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則 （平成30年3月30日規程第89号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 （平成31年3月28日規程第132号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 （令和2年3月18日規程第56号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 （令和4年2月14日規程第43号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 （令和5年7月27日規程第25号）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則 （令和7年3月18日規程第38号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。